

Linux商標調査

目的

日本におけるLinux商標の現状を調査・把握し、これを参照しやすくするまとめ、特許法律事務所に相談の上、「Linux」を本来のOSに意味で自由に安心して使用できること。

Linux商標の現状

2002年6月10日現在、特許庁 特許電子図書館 [「商標出願・登録情報」検索](#) で「Linux」(JIS X0208で入れる必要があります)を検索すると、下記の情報が得られます。

	商標出願・登録番号	出願日	出願人	区分	指定商品(出願されたものより省略しています)
1.	登録4333699	1998.12.10	(株)内田洋行	18	かばん類、袋物
		2000.1.18	登録公報発行日		
2.	登録4346339	1999.3.12	松本東喜雄、上原潤	16	紙類、印刷物、写真、等
		2000.2.22	登録公報発行日		
		2000.6.13	全部無効審判請求(審判番号:2000-35313)、請求人:(株)アスキー		
		2000.8.23	審決 ：指定商品中「印刷物」についての登録を無効とする。		
		2001.10.3	出訴平13-435		
		2002.4.30	東京高裁 平成13(行ケ)435 判決 ：審決を支持して、商標権者の審決取消請求を棄却。		
3.	登録4346340	1999.3.12	松本東喜雄、加藤隆康	21	ガラス基礎製品、なべ類、等

	2000.2.22	登録公報発行日		
4. 登録4353352	1999.2.26	- (有) ビジュ (代表 取締役 松本 東喜 雄)	25	被服、履物
	2000.3.7	登録公報発行日		
5. 商願平10-046481	1998.6.4	トル ヴァル ドズリ ヌス	9	測定機械器具、電気計算機、等
	(1998.3.2)	(Linus Torvalds氏、弁理士 神保 欣正氏に商標登録出願の代理人として委任)		
	(1998.8.13)	(JLUG 「 Linux(TM)に関する公開質問 」 発送)		
	1999.7.16	拒絶理由通知書発送:理由条文コード(84 第4条各号 + 第8条1項・第4条1項11号)		
	1999.10.19	名称(氏名)変更届(出願人) PHT社との共同出願から、Linus Torvalds氏単独出願に変更		
	1999.10.19	意見書 差出(米国で第1916230号でLinus Torvalds氏の登録実績)		
	2000.1.26	上申書 差出(日本リヌックス協会の表明書「需要者、取引者の誤認、混同の防止」)		
	2000.9.18	拒絶査定 発送日		
	2000.10.16	査定不服審判請求(審判番号:2000-16529)		
6. 登録4576241	2001.2.13	松本 東喜雄	3	せっけん類、化粧品、等
	2002.3.22	登録査定 発送日		

商標権を取るための手続き

商標権を取るための手続きは、[特許庁のWebページ](#) のフローチャートを参照してください。

また、「[特許庁の紹介](#)」にある「[特許庁の役割](#)」を頭に入れておくとわかりやすくなります。

思います。

つまり、商標出願の登録または拒絶の査定を行う審査部とは別に、その査定に不服がある場合、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部の審理が行われるということがポイントです。その審判部の審決に不服の場合は、さらに、東京高等裁判所へ手続きを進めることができます。

Linuxの商標表示

さて、他の類は無視して、コンピュータOSとしてのLinuxの商標出願状況はというと、上記のようにLinus Torvalds氏の単独出願となったあとも、2002年6月11日時点で登録となっておりません。米国ではLinus Torvalds氏自身が保持する商標となっています。

では、正式に商品を出荷する場合、どのように商標表示すればいいのか困ってしまいます。

現在では、ちょっとズルイ形かもしれませんが、「日本のLinux情報」の「[免責・著作権について](#)」のページにあるように、

Linux は、Linus Torvalds の米国およびその他の国における登録商標 または商標です。

などと表記しています。つまり、「日本での登録商標」とは明言しないですが、Linus Torvalds氏の権利を無視しないような表現としているわけです。

第三者が保有する登録第4346339号商標に対する特許庁等の判断

この登録に対して、(株)アスキーが無効審判の請求をしました。特許庁の審判では、この登録は、商標法4条1項15号(他人の業務に係る商品・役務と混同のおそれのある商標)に違反して登録されたもので、指定商品中「印刷物」については無効とすると審決しました(2000年審判第35313号 平成13年8月23日審決 特許庁電子図書館「審判審決情報検索」で、審判番号によって検索できます)。

この審決に対して、商標権者が東京高裁に取り消しを請求しましたが棄却されました。その判決で、「Linux」については、リーナス・トーバルズにより開発されたコンピュータOSを表示するものとして、1999年3月12日前から、取引者・需用者間に浸透して周知・著名になっていたこと、このため、第三者が「Linux」を使用したときは、OSの「Linux」の開発者又は推進主体と関係のある者の商品のごとく混同のおそれがあると判断して特許庁の審決を支持しました(H14.4.30 東京高裁平成13年(行ケ)435 最高裁判所ホームページで検索できます)。

1999年7月16日 商願平10-046481への拒絶理由

拒絶理由通知書は、[情報提供法人](#) (特許庁の「[関連ホームページリンク](#)」参照)のサービスで包袋申請(有料)することにより、誰でも関係書類一式入手可能です。

なお、JLAとして特別に特許庁に下記のような質問をして、2000年7月28日に以下の回答を得ています。

Q1.

出願番号：商願平10-046481の平成10年の出願より後に、他の類で申請された「Linux」という商標が登録されています。
本質の9類で登録されず、他の類で容易に登録してしまったのはなぜでしょうか？

A1.

他の類で登録となった理由については、一般論としては指定商品（役務）との関係では、拒絶理由が無いと判断されたものと考えられます。ある言葉（文字）が普通名称あるいは品質表示となるか否か等については、これが使われている業界、すなわち指定商品（又は指定役務）との関係で判断されることとなります。
よって、本件についてはコンピュータソフトウェア（OS）と関連性の無い商品分野においては拒絶理由が無いものと判断される場合があるということです。

Q2.

「商標法上違反である」と警告を通知してくる相手への対策は？

A2.

警告に対する対策については、特許庁ホームページの「[よくある質問](#)」の中に「[特許権侵害であると追求されたときの対策](#)」がありますので、こちらを参考にしてください。

回答A2.は特許の場合ですのでわかりにくいですが、「3.(3)」にある「無効の審判を請求」した例が、上記一覧の商標登録：登録4346339に対する無効審判請求がこれに当たります。

これは、先に示した[手続き](#)の「登録意義申立」にあるように、登録済みである商標に対しても

(8)何人も特許庁長官に対して登録異議の申立てをすることができます。
また、利害関係人は特許庁長官に対して、登録無効の審判の請求をすることができます。

という、商標法上保証された過誤登録に対する救済手続きです。

Linux商標に関するトラブルへの対処方法

米国での Linus Torvalds氏 によるLinuxという商標の登録が本人の希望するところではなく、「誤用を避けるため」であったことは、公開質問で引用されている[メール](#)からも伺え

ます。

では、現在日本で、Linus Torvalds氏による商標の登録の出願さえ拒絶された状態で、今後の商標の誤用が避けることができるか。この点に関して、特許庁 商標課に問い合わせたところ、以下のような回答を2000年12月25日に得ました。

一般的なお話になりますが、出願された案件の登録又は拒絶の判断は、商標の態様、指定商品（役務）、先願の有無、社会状況の変化等を総合的に考慮して判断されます。

当然、現時点の判断基準がそのまま、将来にわたって維持される保証はありません。（審査の判断（基準）も社会状況等の変化により変遷します）

また、特許庁が拒絶査定したとしても、それを不服として審査の上級審である審判、さらには裁判所へ出訴することも考えられますので、拒絶査定処分が将来にわたり支持される保証もありません。

もし、商標登録されたとしても、特許庁の「[審判情報](#)」にあるように、「商標権者等が、各指定商品について、継続して3年以上日本国内においてその登録商標を使用していないときは、その使用していない指定商品についての商標登録を取り消すために請求する」「不使用の取消審判」というのも可能であり、どちらにしても、永続的な保証が得られるわけではありません。

そのため、今回の出願の決着を見届けて、その結論及び前掲東京高裁判決を踏まえて、第三者の不適切な出願の「公開公報」に対しては、各出願の事案に応じて、以下のいずれかの理由により「情報提供」することで対応するのがベターと思われます。

1. OSの「Linux」の開発者又は推進主体と関係にある者の商品又は役務のごとく混同のおそれがあり、商標法4条1項15号に該当する。
2. OSに係る商品又は役務について慣用されている商標「Linux」と同一で、商標法3条1項2号に該当する。

[注]「慣用されている商標」とは、当初ある者の商標であったが、同種類の商品又は役務に関して同業者間に普通に使われるに至った結果、自他商品又は役務の識別力を失ったものをいう(特許庁編「工業所有権法逐条解説」第16版1052頁)

3. リーナス・トーバルズ(Linus Torvalds氏)が開発したOSに由来し、現在ではフリーソフトになって公益性を有するOSを表示する商標であって、このような商標について一私人に商標権を付与することは穏当ではなく、商標法4条1項7号に該当する。

関連リンク

Linus Torvalds氏出願のLinux商標出願の経過情報

[特許庁ホームページ](#) [特許電子図書館](#) [トップページ](#) 経過情報検索へ「番号照会」
四法「商標」、番号種別「出願番号/書換登録申請番号」、照会番号「H10-

046481」

監修

創英国際特許法律事務所 弁理士 工藤 莞司

活動期間

1999-06-04より

連絡先

Linux商標調査へのご連絡は JLA@linux.or.jpまでお願い致します。

メンバーリスト

代表:	姉崎 章博(NEC)
メンバー:	渡辺 真次(ソフトバンクパブリッシング) 樋口 貴章(サン・マイクロシステムズ)

アナウンス

[Linux 商標の調査報告第2次公開の件](#)(2002-07-18)

関連ドキュメント

このサイトに関するご意見・ご要望は JLA@linux.or.jpまでお願い致します。

[JLA] Copyright (C) 1999-2002 Japan Linux Association. All Rights Reserved.
ご利用の際は[免責・著作権情報](#)をご覧ください。

linux.or.jp は [各スポンサー](#)による 回線,機材を受けて運営しています。